

砂子田若葉台団地地区計画

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（婦中町決定）

都市計画砂子田若葉台団地地区地区計画を次のように決定する。

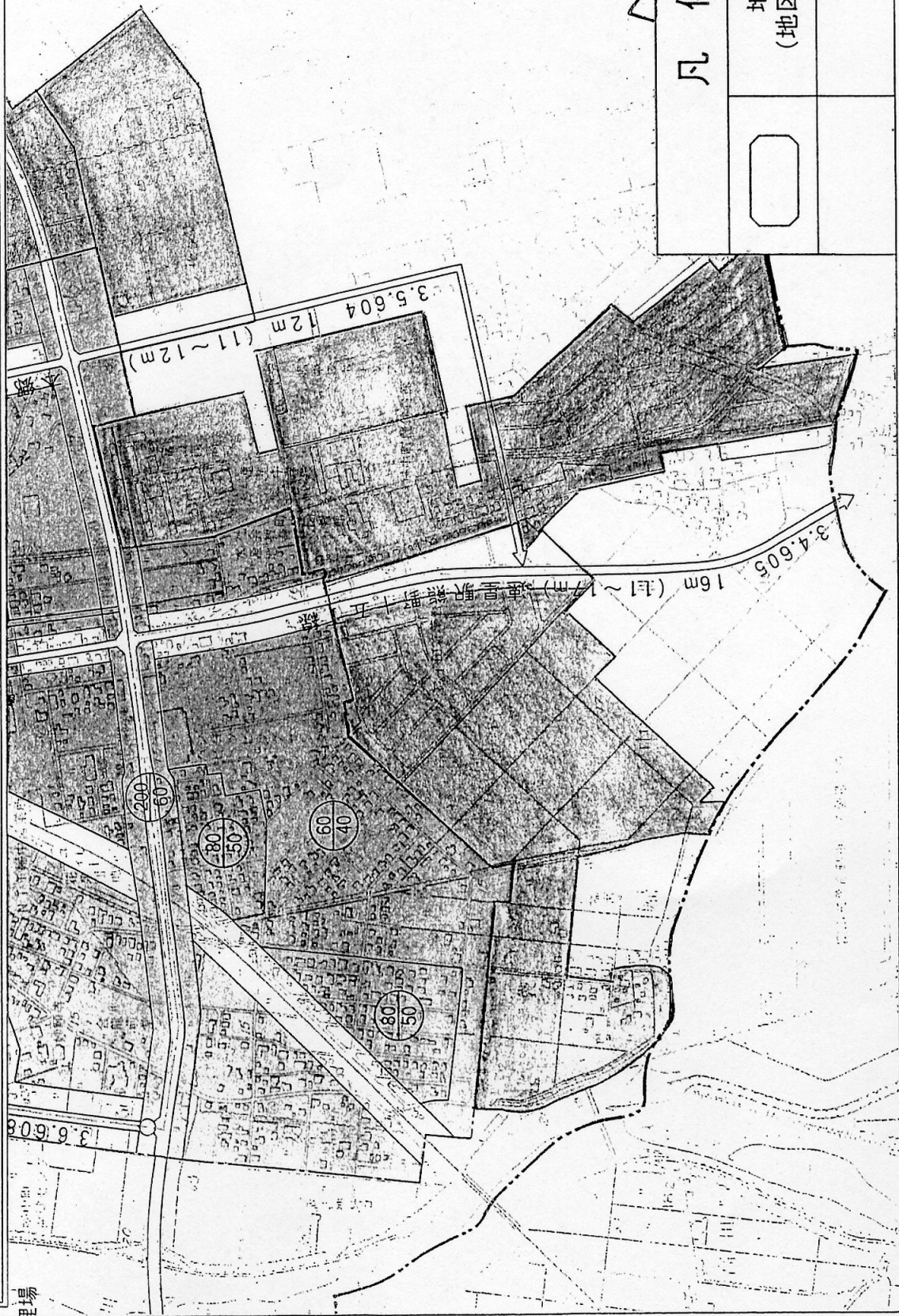
名	称	砂子田若葉台団地地区
位	置	婦中町砂子田の一部
面	積	約10.6ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、婦中町の都市計画区域のほぼ中央南部に位置する地区である。</p> <p>婦中町新町民総合計画（平成8年3月議決）では、当該地区を含む神通川と井田川に挟まれた区域を都市的土地利用を主とする土地利用構想を策定している。</p> <p>当地区は、平成3年～6年度にかけて民間開発事業者により住宅団地としての用地が造成されており、平成11年4月1日現在では218世帯、767人が入居しており、入居率は9割となっている。</p> <p>当地区計画は、計画的に整備された住宅団地として、住宅用途を特化した土地利用の純化や周辺と調和した一団の住宅地として良好な住環境の維持を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>将来にわたって低層住宅を中心とした良好な住環境を有する市街地が維持されるよう、計画的な土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>当地区における地区施設については、町道や区画道路は計画的な開発などにより整備を行い、公園や調整池などは開発指導要綱に基づく整備を行う。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>ゆとりを持った主に一戸建て住宅による良好な街並みの維持を図るため、用途制限と形態規制を行う。</p>

地区整備計画

地区施設の 配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	
		町道	12m	90m	
	公園	名称	面積		
		中央公園	1,734㎡		
		西公園	1,539㎡		
	建築物等 に関する 項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(イ)欄第一号及び第三号から第十号に掲げるもの。</p> <p>(2) 同法施行令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねる住宅で、延べ面積の2分の1以上を住居の用に供するもの。</p>		
建築物の壁面の位置の制限		<p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2mを越える門若しくはへいの面は、道路境界線及び隣地境界線より1.0m以上(住宅付属建築物は0.5m以上)後退しなければならない。</p>			
建築物の高さの最高限度		10m以下			

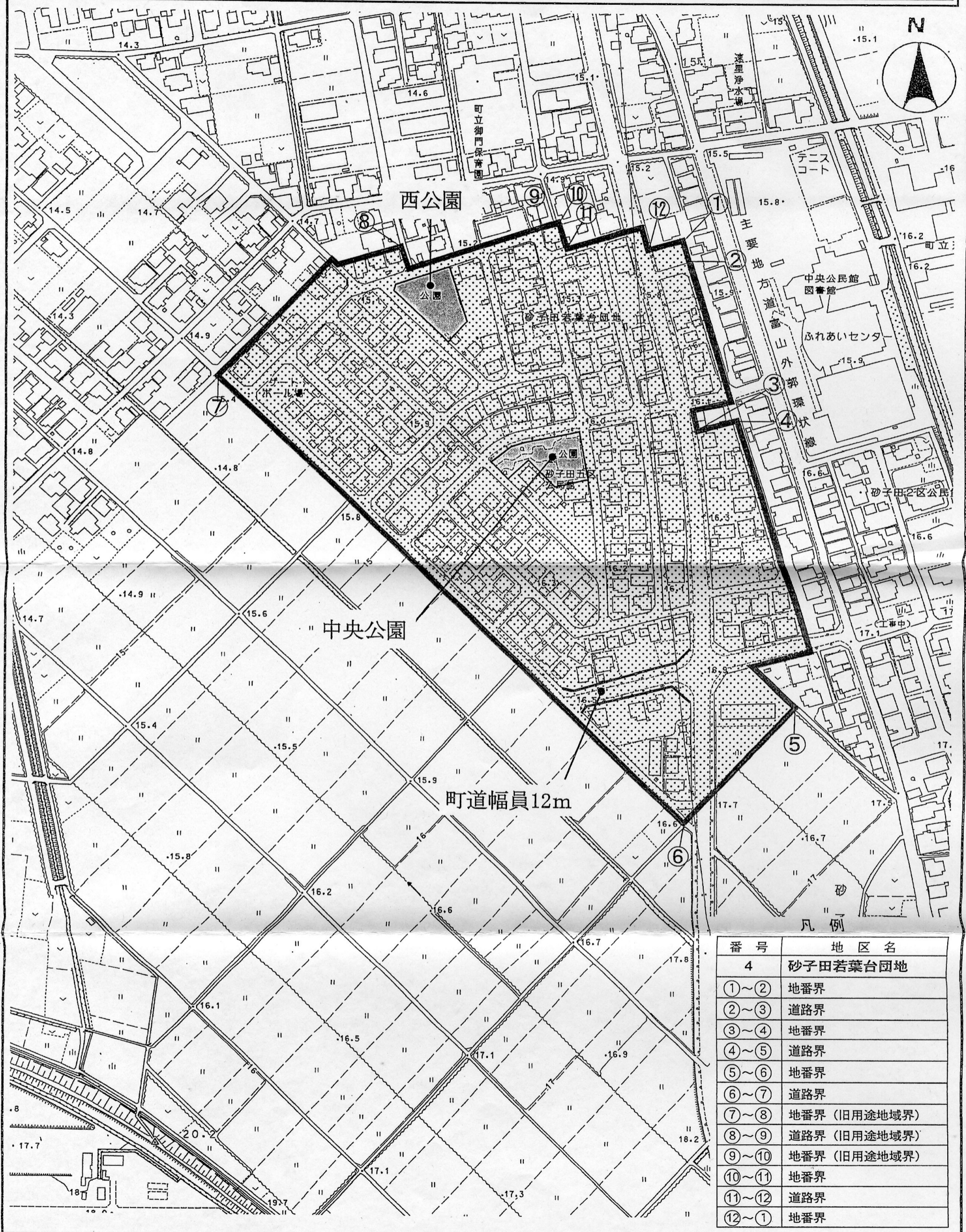
縮尺：1/10,000

富山高岡広域都市計画区域 砂子田若葉台団地地区計画 総括図



砂子田若葉台団地地区地区計画 計画図

縮尺：1/2,500



番号	地区名
4	砂子田若葉台団地
①～②	地番界
②～③	道路界
③～④	地番界
④～⑤	道路界
⑤～⑥	地番界
⑥～⑦	道路界
⑦～⑧	地番界 (旧用途地域界)
⑧～⑨	道路界 (旧用途地域界)
⑨～⑩	地番界 (旧用途地域界)
⑩～⑪	地番界
⑪～⑫	道路界
⑫～①	地番界